

社会における性的マイノリティーへの理解促進を求める意見書

本年 3 月、札幌地方裁判所は、民法及び戸籍法の婚姻に関する規定が、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する手段を提供していないことは、立法府の裁量権の範囲を超え、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たるとして、憲法 14 条第 1 項に違反するとの判決を下した。

価値観の多様化によって、同性婚や同性カップルへの法的保護に肯定的な意見が増えてきている状況の中、この判決を契機として、性的指向によって婚姻することが認められない不平等な状況を早急に改めることが求められている。

この度の判決で同性カップルの法的保護に向けて具体的な検討を立法府に促した点は重く、当事者が抱える生きづらさや生活上の困難を謙虚に学び、真摯に議論していく必要がある。

よって、国会及び政府においては、同性カップルをはじめとした性的マイノリティーへの真の理解を社会に広げる取り組みを進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年（2021 年）7 月 8 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

市民ネットワーク北海道石川さわ子議員